

## 授業情報公表時代における授業方法改善

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/29640">http://hdl.handle.net/2297/29640</a>

# 教育情報公表時代における授業方法改善

金沢大学 大学教育開発・支援センター教授 青野 透

## 高等教育の質

「本来、保証されるべき『高等教育の質』とは、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等すべての活動を通して実現されるべきものである」——中央教育審議会『我が国の高等教育の将来像(答申)』平成十七年一月二十八日の指摘である。

答申は、その上で、「高等教育の質の保証を考える上では、教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方

策等も今後の重要な課題である」と指摘した。FDの義務化に始まり、教育情報公表義務化、そして公表が認証評価でも確認されることを目的とした認証評価の細目に関する省令改正など、この間の高等教育行政は、質保証の観点から推進されてきたといえる。

## 教育情報公表

学校教育法第一二三条は「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする」と定めていたが、同法施行規則の一部改正(本年四月一日施行)により、公表すべき項目と公表方法が初めて具体的に示された。すなわち、同施行規則第一七二条の二「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。一 大学の教育研究上の目的に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学

である。教育の根幹を成すのは個々の授業である。FDを義務づけた大学設置基準第二十五条の三の見出しが(教育内容等の改善のための組織的な研修等)であり、本文が「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」であることに違和感はない。

他方で文部科学省は平成二十年に同基準を改正し、「第二五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。一 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」この項目を加えていた。同基準は、第四章「教員の資格」で、教授、准教授、講師、および助教について「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする」規定も置き、教育の質の要の一つである教員の質の担保を行っていた。今や、そうした能力を有する教員が行う授業の内容と方法について、学修の成果評価基準同様、学生に対して明示するのみならず、広くインターネット等で公表することが義務づけられたわけである。

## 双方向型を目指す授業方法

さて、中教審は平成二十年十二月二十四日、『学士課程教育の構築に向けて』(答申)を出し、そこでは、「我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通

じた質の管理が緩いということである。そうした弊を放置すれば、我が国の学士課程教育の質は、大きく低下し、国内外からの信用を失う」と指摘した。そして、まず改善すべきは授業方法であり、そのキーワードは双方向であるとした。

すなわち、「教育方法の改善」と題する項目を置き、「教育内容以上に、教育方法の改善の重要性」を強調した。「学士力は、課題探求や問題解決等の諸能力を中核としている。学生にそれを達成させるようにするには、既存の知識の一方的な伝達だけでなく、討論を含む双方向型の授業を行うことや、学生が自ら研究に準ずる能動的な活動に参加する機会を設けることが不可欠である」

改革の方向性として、「双方向性を確保した教育システムが欠かせない」とし、具体的な改善方策として大学に期待される取り組みは、「一「学習の動機付けを図りつつ、双方向型の学習を展開するため、講義そのものを魅力あるものにする」とともに、体験活動を含む多様な教育方法を積極的に取り入れる」、二「TA等を積極的に活用して、双方向型の学習や少人数指導を推進することと並んで三「教育研究上の目的等に即して情報通信技術を積極的に取り入れ、教育方法の改善を図る」ことを提案した。そこで、「的確な授業設計を行った上で、例えば、以下のような取り組みについて検討する」として「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム(いわゆるクリッカー技術)による双方向型授業の展開」と指摘したのである。

する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること 八 授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」二「大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。」三「第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて行うものとする。」

これらの項目のうち、質保証の観点から最も注目すべきは、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」

## クリッカー技術

大学関係者の多くは、『読売新聞』二〇〇八年十一月四日付が教育ルネサンス「大学の實力 授業を変える」で、「楽しくクイズ理解度を把握」と題して北海道大学でのクリッカーを用いた授業改善の取り組みを伝えたことによつて、初めてクリッカーなるもの存在を知ったと思われる。その直後に、上記中教審答申が出たわけである。

そして、『朝日新聞』本年二月二十一日付「クリッカーで授業盛況」は、立正大学経済学部における学生全員(約一六〇〇人)への配付の例などを紹介した上で、「クリッカーを納入する『キーパッド・ジャパン』(本社・大阪市住之江区)は〇七年春の設立以降、二五〇大学で約六万台を販売」と報じた。日本私立大学連盟の『大学時報』本年一月号では、クリッカー活用に関する小特集が組まれた。クリッカーを導入する大学が一気に増え、同時にクリッカー活用法は大学関係者の注目を集めているのである。クリッカーはアメリカの大学などでは既に馴染みと言われるが、日本では導入からの経験年数が浅い。試行錯誤で使っている教員が多いと思われる。本連載では、どのようにすれば双方向授業へと導けるのか、中教審答申が求めた「的確な授業設計を行った上で」クリッカーをどう活用すればいいのか、授業現場からの取組の例を紹介する。普及とともに明らかになってきている、クリッカー活用技術向上に向けた今後の課題と解決策についても展望する。 ▣